

第192号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算（第4号）

【債務負担行為補正】長崎市民会館指定管理

令和6年度の利用状況をもとにした使用料の改定に伴う影響額について

単位：千円

区分	令和6年度 収入実績額 ①	改定後の 試算額 ②	影響額 ③ (②-①)	影響率 ③÷①
文化ホール	29,020	34,225	5,205	17.9%
市民体育館	16,485	22,231	5,746	34.9%
中央公民館	3,918	4,742	824	21.0%
男女共同参画推進センター	2,551	3,498	947	37.1%
計	51,974	64,696	12,722	24.5%

※改定後の試算額②は、令和6年度の利用状況は変動せず、使用料の改定のみを前提とした値

【参考3】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- ・ 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- ・ 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- ・ 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- ・ 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

(参考) 協定書における責任分担表（抜粋）

項目	長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	<input type="radio"/>
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更	<input type="radio"/>
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	<input type="radio"/>
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違	<input type="radio"/>

利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(P20以外の施設のうち、使用料等の見直しに伴い
利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

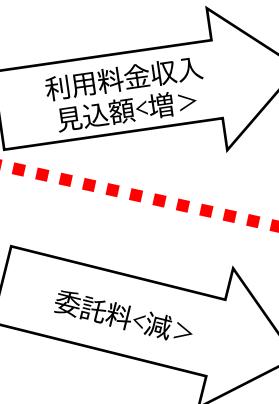
- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。

<見直し前>

利用料金 20
委託料 80



<見直し後>

利用料金 $40 + \alpha$
委託料 60

令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。

<当初>

利用料金 20
委託料 80



<実績>

利用料金 $20 + \alpha$
委託料 80

利用料金収入見込額
の〇%を超えた分は
市へ納付等する。

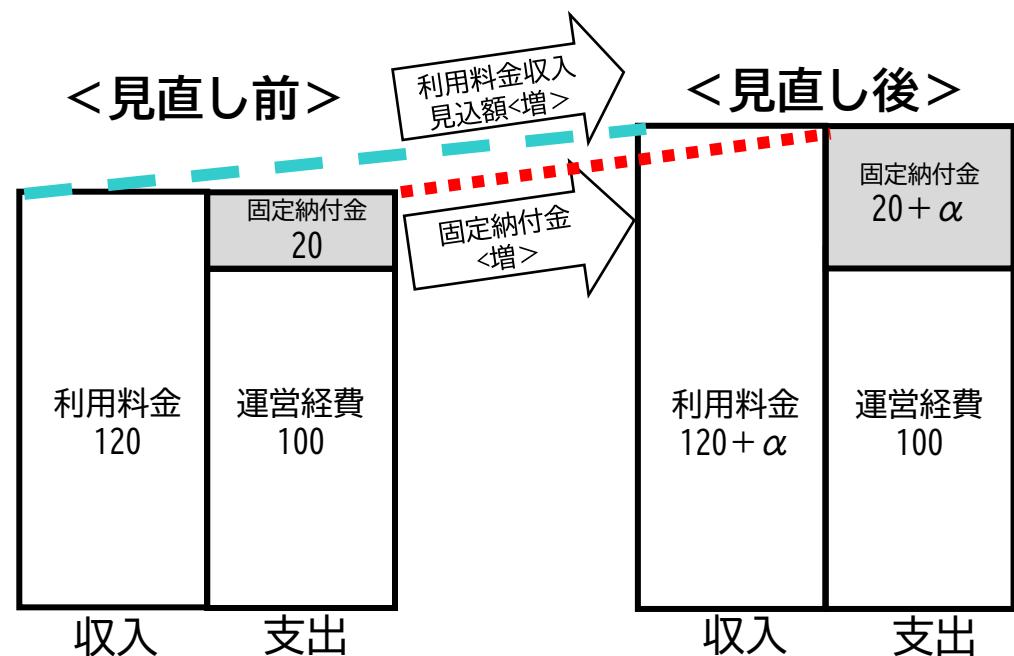
2 令和8年度における対応について

完全利用料金制の施設 ※すべてを利用料金で賄う
(グラバー園、長崎ロープウェイ、出島、出島メッセ長崎、駐車場・二輪車等駐車場のうち、使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、新料金を踏まえて、固定納付金の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の固定納付金を据え置くこととする。

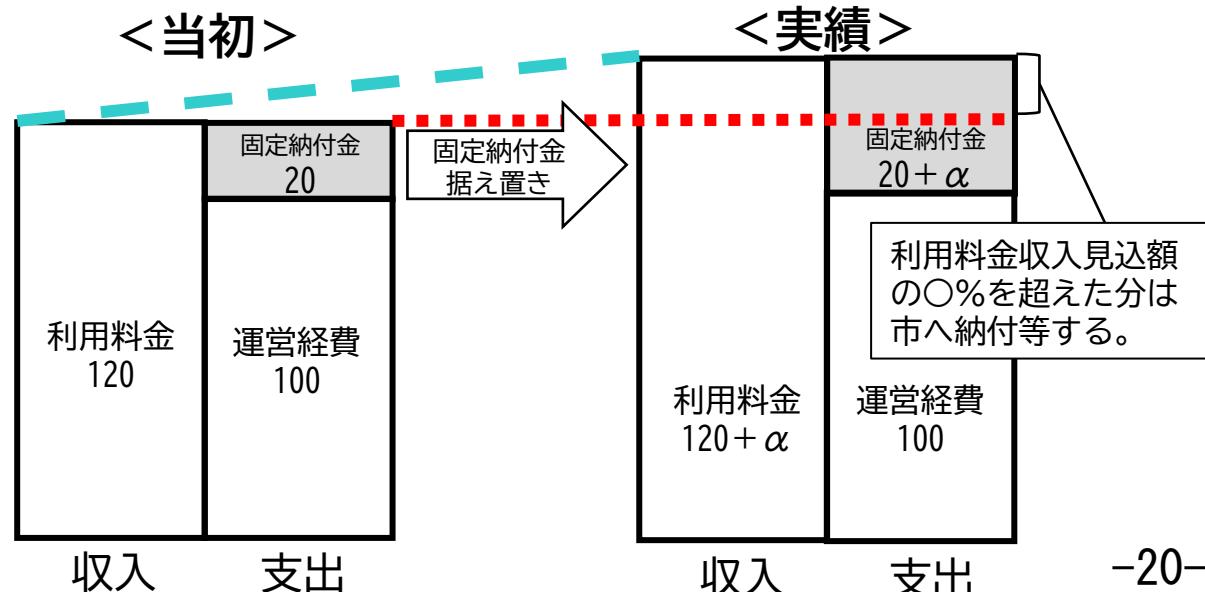
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、固定納付金は「増」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の固定納付金を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。
(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月		
9月	<ul style="list-style-type: none">9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し)指定管理者と協議	<ul style="list-style-type: none">公募開始9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し)指定管理者候補者の選定11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
10月		
11月	※必要に応じ補正予算計上	
12月		
令和8年 1月		
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none">2月市議会（当初予算）新料金の運用開始	<ul style="list-style-type: none">2月市議会（当初予算）、協定締結新料金の運用開始
4月		